

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

総務企画委員会議事日程表

日 時 : 令和5年2月27日(月) 午前10時

場 所 : 市議会委員会室

議事	種 別	番号	件 名	摘 要
1	議 案	1	和泉市行政特定部署と市民との不適切な接客対応に関する請願	別 紙
2	議 案	16	工事請負契約締結について(北信太駅自由通路整備工事(R4-6))	P. 37
3	議 案	17	工事請負契約締結について(市立南松尾はつが野学園増築工事)	P. 42
4	議 案	31	令和4年度和泉市一般会計補正予算(第11号)【総務企画所管分】	P. 121

分割付託案件内訳

※ 議案第31号 令和4年度和泉市一般会計補正予算(第11号)

○歳入

○歳出のうち

2款 総務費

12款 諸支出金

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

出席委員（8名）

委員 長	関 戸 繁 樹	副 委 員 長	坂 元 純 一
委 員	小 林 昌 子 (紹介議員)	委 員	スペル・デルフィン
委 員	末 下 広 幸	委 員	井 阪 雄 大
委 員	大 浦 まさし	委員 (議長)	坂 本 健 治

オブザーバー（1名）

副 議 長 松 田 義 人

説明のため出席した者の職氏名

副 市 長	森 吉 豊
副 市 長	吉 田 康 人
参 与	小 泉 充 寛
危 機 管 理 部 長	山 本 文 昭
市 長 公 室 長	山 崎 光 一
総 務 部 長	前 田 正 和
会 計 管 理 者	近 藤 眞 理
行政委員会総合事務局長	藤 原 美 津 子

備考 各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

紹 介 議 員	小 林 昌 子 (委員兼任)
参 考 人	岡 本 善 信

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	北 野 泰 史	事務局次長兼総務課長	井 阪 弘 樹
総務課長補佐兼調査係長	辻 美 幸	総務課議事係主事	西 垣 聡
総務課議事係主事	但 馬 慧 哉		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○関戸繁樹委員長 おはようございます。

委員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員出席しておりますので、これより総務企画委員会を開会いたします。



◎副市長挨拶

○関戸繁樹委員長 それではここで、副市長の挨拶をお願いします。

はい、森吉副市長。

○森吉 豊副市長 皆様、おはようございます。副市長の森吉でございます。

総務企画委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

関戸委員長、坂元純一副委員長をはじめ委員皆様方には御出席をいただき、また松田副議長には御臨席を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

本日は、危機管理部、市長公室、総務部、会計室、議会事務局及び行政委員会に関連いたします所管事項のうち、本委員会に付託されました諸議案を御審査いただきます。

案件の内容等につきましては、各担当より御説明申し上げますので、何とぞよろしく御審査の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○関戸繁樹委員長 副市長の挨拶が終わりました。



◎委員会審査

○関戸繁樹委員長 それでは、議事に入ります。

本日の案件は、お手元に御配付の議事日程表のとおり、過日の本会議で本委員会に付託さ

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

れました請願並びに議案の審査をお願いいたします。

なお、理事者の方に申し上げます。発言の際には、必ず委員長の許可を得た後に、職、氏名を述べ、答弁願います。



◎請願第1号 和泉市行政特定部署と市民との不適切な接客対応に関する請願

○関戸繁樹委員長 議事第1、請願第1号 和泉市行政特定部署と市民との不適切な接客対応に関する請願を議題といたします。

なお、本件については請願者から意見陳述の申出がございます。

和泉市議会委員会条例第28条の規定により、参考人として請願者の出席を求めます。

また、この際お諮りいたします。

和泉市議会会議規則第141条の規定により、紹介議員の出席及び説明を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

それでは、参考人並びに紹介議員の席の移動のため、委員の皆様はしばらくお待ちください。

お待たせいたしました。本請願の参考人として、請願者の岡本善信さんに御出席いただいております。本日は御苦労さまです。せっかくの機会ですので、忌憚のない御意見を述べていただきますようお願いいたします。なお、請願の意見陳述は5分以内でありますので、時間が経過した場合には、意見陳述の途中であっても中止させていただきますので御了承願います。この意見陳述の後、委員からの質疑を受けていただくこととなりますのでよろしくお願いたします。

また、御発言の際には必ず委員長の許可を得た後に、氏名を述べた上、御発言願います。

それでは、よろしくお願いいたします。

はい、岡本参考人。

○岡本善信参考人 請願者の岡本でございます。じゃ、始めさせていただきます。

この請願の根底は、和泉市の組織と個人の品性や品格を高めさせていただく請願、提示いたしました。法や条例の遵守はもちろんやらないかんのですけども、守らねばいかんですが、昨

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

年の3月頃から、各種の行政機関担当者との協議時の行政接客対応の多数が不適切な発言や行動が常態化しており、代表的な事案を後ほど列記し、皆さんで品性や品格ある職員、市民として思いやりのある発言、行動に向かい合いたいと思っております。他市町村から来庁者に、見聞きし、耳触りのよい環境でありたいものだと私は思っております。庁舎の新装に見合った職員であってほしいための請願でもあります。上から目線の対応は厳禁で、単純主張する行政職員ではなく、理解し合う説得能力のある行政職員が必要とされています。

請願者は、あらん限りの勇気と決心にて請願しているもので、改善には列席の職員皆さんの理解と協力や努力なくして達成するものではありません。議員皆さんにおかれましても、一過性の現象と捉えず、今後の和泉市及び市民のための恒久的な課題として、十分な思考と議論をお願いいたします。

なお、代表的な問題行為について、列記ちょっとします。

5月頃に、総務管財室担当者の個人情報の漏えいを私にされたんですが、その回収時に公権力を行使して、総務部長自らが漏えい資料を持っているだけで罪になるとの脅迫的な暴言を市民及び立会人に浴びせる行為への反証と改善を私は求めたいと思います。

2つ目は、市長公室人事課にて上記の先ほどの脅迫的な暴言について担当者と相談中に、名前も立場も名のらず突然上位担当者が割り込み、パワハラ防止法は行政と市民間には適用されないと、強圧的な誇張と態度の上から目線で発言しておられますので、その反省と改善を求めます。なお、法は曲解なき法と条例に基づく対話姿勢への転換が必要であると私は思います。

3つ目、和泉市行政委員会総合事務局への住民監査請求案の書式の可否をお尋ねしたときに、書類を出したのですが、その書類を私の許可もなく、他実施機関やいろんなところに配布されたのは、これは個人情報漏えいとなり守秘義務違反行為のため、反証と改善を求めます。

4つ目、何回もの事前協議調整後に、情報公開審査請求に市民として参加人許可申請をしても、参加不可通知をされるのは、不許可の前提での許可申請させた理由をしっかりと説明してもらいたい。さらに、そのほか不許可の理由が情報公開請求者や処分であることから、各審査請求の裁決の内容はどのようなものであったとしても、これにより参加要望人が利益または不利益を被るとは認め難いものであると主張されているが、その理由が全く理解できません。推定年1億円の未収金の疑惑データが公開で確認されれば、下水道料金が受益者全員に使用量に応じて公正、公平な負担の原則から受益者は不利益を被るのは明らかであり

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ます。よって、審査請求への参加人の参加する理由に何ら不備は私はないと思っております。いずれにしても、和泉市情報公開条例第1条の原則の履行を求めます。それは市民の知る権利と行政の説明責任の履行を全うしていただきたいというだけです。

以上です。

○関戸繁樹委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の意見陳述が終わりました。

ここで、参考人に確認いたします。

本請願の趣旨及び願意は、情報公開請求や行政不服審査請求に対する不当妨害を改善するよう職員に対して再教育を求めるということでよろしいでしょうか。

○岡本善信参考人 そういふところにはあるんですけども、日常的にこういう行為が発生しているのではないかという懸念が私の中にはありますので、それにとらわれずに、行政職員の態度というのか市民の対応についてはしっかり学んでいただきたいなと思っております。

○関戸繁樹委員長 ありがとうございます。

それではこれより、本請願についての質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますが、各委員におかれては、参考人と紹介議員に対し、質疑及び説明を求めることができますが、参考人並びに紹介議員からは委員に対し質疑をすることができませんので、御了承願います。

それでは、参考人並びに紹介議員に対する質疑の発言はありませんか。

末下委員。

○末下広幸委員 末下でございます。よろしく申し上げます。

昨年の12月21日に、議会事務局から岡本さんからの資料を預かったということで頂戴いたしました。読ませていただいて、ちょっと私自身疑問に感じる点がございましたのでお教え願いたい、御回答いただきたいと思うんですが、市が誤って文書を渡して、そのときに個人情報があったということで、それをマスキングして返却、こちら渡すときにマスキングせずに渡したということで個人情報漏えいになるということで、まだ岡本さんがその資料を持ったままであると、返却されていないと、その理由についてちょっとお尋ねしたいんです。その資料を持ったままなんですよ、今はまだ。

(「何で持ってるかということですか」と呼ぶ者あり)

そうですね。

○関戸繁樹委員長 岡本参考人に申し上げます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

発言の際は、挙手していただいて、私の指名の後をお願いします。

末下委員、質問、それでよろしいでしょうか。

○末下広幸委員 はい、いわゆる返却しない理由ですね。

○関戸繁樹委員長 はい、岡本参考人。

○岡本善信参考人 そういう資料を間違っただけで当然ながらされたやつは、私としては返却したかったわけですが、翌日に当然これはまずいなと思って、窓口のほうで気づかなかったんだろうと思って、議事録にも書いておきましたが、これおかしいじゃないですかと言うたわけです。ほんなら黙って何も言わずに私を帰らせてしまったわけですね。その後、また電話では返却してほしいという意向はありましたけども、いや、もうこれは前日でしたから、全部会員の方々に全部配布してしまったので、とても私の力ではそれを回収するようなことはできないという話をしました。しかしながら、それはそういう状態であることを聞きましたから、即、箝口令をひいて、そういうことをほかに使ってはいけませんということ言うて、使うなら消してくださいということ言うて、一応、今まで現実において広まったような様子はないです。

私は、なぜ返さなかったという物事をちょっと焦点に合わせて言いますと、いろいろやり取り、あの後すぐに1週間か2週間の間に担当課としたんですが、担当課の方が基本的に自分たちのやったことをしっかりと認めることを公に、要するに個人情報保護委員会とか本人になかなかお示しされなかったんで、先それがやるべきでしょうと。これを先に返してしまうと隠蔽されるんじゃないかと思ったわけです。だから一応、個人情報保護委員会からの返却の要請とか、立場のある方から要請されれば私は返したんですが、そういうふうにはごにされてしまうとまずいと思って、今は保管しているところです。

以上です。

○関戸繁樹委員長 はい、末下委員。

○末下広幸委員 分かりました。そしたら保有する権限があると、他の第三者へ渡してる、これ見させていただいたら、資料差し替えを依頼したが他のメンバーにメール送信済みでどうしようもない。小林議員にも資料を渡しており、小林議員と相談してほしいという意向を書かれているんですけども、漏えいとか紛失する二次被害は発生してないかどうかということでお尋ねしたいと思います。

○関戸繁樹委員長 はい、岡本参考人。

○岡本善信参考人 現時点で、私の調査の範囲、もしくは行政の中で調査する範囲の中で、そ

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

れをもっていろんな事件が起こっているような状況では、現在は一切ありませんでした。そうならないようによく注意して話ししていますし、私が入手できる、消せるところは消してもらってやっていますし、今回のこういういろんな議論するときにも、資料として提出するときは必ず私は消しております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 はい、末下委員。

○末下広幸委員 分かりました。では、二次被害はないというふうにおっしゃってますけども、メールでそうしたメンバーもいると聞いていますが、何人ぐらいの方にお渡ししたかというのは分かりますか。

(「組織全体としては……」と呼ぶ者あり)

○関戸繁樹委員長 再度申し上げます。

岡本参考人、挙手をお願いします。

はい、岡本参考人。

○岡本善信参考人 組織全体としては、私自身全体をその組織を取りまとめてるわけじゃないんですけども、私の知る限りでは数十名ぐらいですけど、実際に送ったのは主要な人に対して、3名だけに取りあえず送りました。それは信頼できる人ですから、大丈夫と思います。

以上です。

○関戸繁樹委員長 はい、末下委員。

○末下広幸委員 分かりました。

では、小林議員、すみません。

今、岡本さんがおっしゃってました小林議員の対象文書、返還されたか、返還されていないかとお尋ねしたいと思うんです。

(「私は……」と呼ぶ者あり)

○関戸繁樹委員長 挙手願います。

はい、小林委員。

○小林昌子委員 私は返還しておりません。

○関戸繁樹委員長 はい、末下委員。

○末下広幸委員 その理由は、なぜか、お尋ねしたいと思います。

○関戸繁樹委員長 はい、小林委員。

○小林昌子委員 行動を一緒にグループで活動をしておりまして、この件について歩調を合わ

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

せるというふうに意思統一をいたしましたので、そのように従っております。

○関戸繁樹委員長 はい、末下委員。

○末下広幸委員 小林委員、歩調を合わせてるという、歩調を合わせてることについてちょっと、もう一度再度お聞きしたいと思いますけども。

○関戸繁樹委員長 はい、小林委員。

○小林昌子委員 私は議員でもありますし、グループの一員で活動しております。

今回、私が返さないというのは、グループで同一歩調を取るということと併せて、行政の対応に私が100%賛同できていない部分があるんです。その100%賛同できていないというところは、先ほど岡本からもお話ししたかも分かりませんが、他の自治体の情報公開の例を見て、情報を流出してしまったときの対応策として、多くの自治体はまず御本人にそのことを伝えて、最善の努力をしているから結果が出るまでいましておまちくださいと、そういうような連絡をするというのが私が検索した4つか5つでしたけれども、その全てに第一報の初動は、個人情報を出してしまった御本人に連絡をするというふうにありました。ですから、本市においてはそのようなことを探しましたが、見つけれませんでしたので、私は多くの自治体が取っているような行動に従おうと思って判断いたしました。

以上です。

○関戸繁樹委員長 はい、末下委員。

○末下広幸委員 私のお聞きしたのは、個人情報の入った方のファクス番号とお名前がそのまま残ったままになっていて、当事者のほうに市の部局のほうから、そういう謝りの連絡はしたとお聞きしてるんですけど、小林委員のおっしゃるのは、全く市の部局は何の行動も移していないという発言でしたよね。違いますかね。ちょっとごめんなさい。

○関戸繁樹委員長 はい、小林委員。

○小林昌子委員 すいません、私の説明がまずかったのでそのようにお取りになったのか分かりませんが、私は行政は何もしていないというふうな認識は持っておりません。

ただし、私たちに書面を、個人情報の入った書面を返してほしいと言った時点では、岡本からも先ほど説明があったかも分かりませんが、まず御本人に連絡を取りましたかということを確認したら、まだですとおっしゃったんですよ。それは私は、行政としては第一報が漏えいをしてしまった、その人たちに返せ返せとお願いするよりも、まず個人情報を漏えいされた御本人に和泉市として、自分たちのミスであなたの情報を漏えいをしてしまいました、ついてはその回収に向けて全力を尽くしますが、まだ回収ができていないので

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

状況を御報告をしますというのが第一報で、その次に私たちにもしお話があるとなれば、かくかくしかじかで漏えいした御本人にはこの状況を説明済みです、ついては皆さんが持っておられる個人情報をご行政に返してほしいと、これが私は手順だと、幾つかの自治体の漏えいの事例を見たときにそうであってほしいという思いで、今もまだ返しておりません。

以上です。

○関戸繁樹委員長 末下委員。

○末下広幸委員 分かりました。

では、私の聞いている範囲で、先ほど申しあげましたように、ファクス番号とお名前が入っているのをそのままお渡ししたと、渡して、その後気づいてすぐに当事者の方に、ファクス番号と電話番号が入っている方に個人情報の件についてお渡ししたという、連絡したということを知っているものから、先ほどそういう形でお尋ねしたんですけども、ちょっとそこで食い違っているというか、どうなのかという水かけ論になったあれなんですけど、一応僕の聞いているのはそういうふうにお聞きしたものですから、ちょっとお尋ねしたんです、小林委員にですね。

○関戸繁樹委員長 末下委員、答弁を求めますか。

○末下広幸委員 なら、小林委員、なら。

○関戸繁樹委員長 はい、小林委員。

○小林昌子委員 末下委員は行政からお聞きになってそのように認識をされたと思うんですが、先ほど岡本も言いましたように、まず行政の第一報は、ほかの自治体でも書いてあるとおり、漏えいをされた御本人に一報を入れて、その回収に全力を挙げますということのステップを踏んでから、私たちに返してほしいと言うのが本来だと私は認識しておりますが、その第一報を踏まないで私たちに返してほしい、返してほしいとおっしゃったので、今のような状況になったと私は理解しております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 はい、末下委員。

○末下広幸委員 これもちょっと、言った、言わないというふうな流れになっちゃいますので、最後に請願者の岡本さんにお聞きするのが、管理文書、今回の情報漏えいした文書の管理は適正に管理されてるという説明をしていただきましたんで、あと適正に関する資料、市に返す義務というか、市に返す、返却するかどうかという考えというのは全く今のところはないというお答えでいいんでしょうか。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○関戸繁樹委員長 はい、岡本参考人。

○岡本善信参考人 岡本です。

市に返さないという問題は、返すのが原則です。その返し方の問題だけであって、何か私たちを陥れようとするような組織には返したくないという形であって、もっと公式に、個人情報保護委員会を通じて私に返して言うていただけたら、即返します。要するに、破棄されたりなんかするとまずいので、私は保存してるだけであって。

それと、先ほどちょっと経過の話なんですけども、経過については事前にお渡ししているとは思いますが、行政にもお渡ししてると思いますが、そのときの議事録というのは、私、取ってるわけです。議事録に基づいて時系列で言いますと、必ず消して、私から指摘したわけです、その個人情報が表れてますよというのは、私からしたわけです。受領した人間が、こんなところに入ってるけどこれ大丈夫ですかと、一番最初に私は指摘してるわけです。それ言うても何も言わずに、私を帰らせたわけです。これはまずいとは思ってたんですけどね。それから夕方になって、部長から電話かかって返してほしいなという言い方してはって、それはちょっと、今どうこう言われてもうみんな配布してしまった、翌日やったからね、配布してしまった中で、私は結論的にはよう言わないけども、私が配布した人たちの住所、氏名、電話番号まで教えよというから、それはできませんよと。しかし、私が信頼できる人ですから、私のほうからそれは絶対配布することはないでくださいということをおきますので、御信頼くださいということで電話を切られたんです。

そういう経過がずっとあるわけです。決して独断で何か強制的にしてるわけではないわけです。ちゃんとした根拠のあるやり方で、我々に請求をしていただいたらよろしいんですけども、何も私らは一番最初分からない段階でそういうふうに言うているのにかかわらず、先ほども言いましたように強制的な脅迫的な言語で、我々に罪になるぞというような言い方で返却を求めるから、それは大事ですよということで反発してしまったわけですね。それはやっぱり行政の市民に接する対応の仕方、接客の問題だと思うんです、これね。だからそのところをまず直さないといかんのじゃないかと思えます。

以上です。

○関戸繁樹委員長 はい、末下委員。

○末下広幸委員 私の聞ってる、担当の部と聞ってるのと若干違ってましてね、岡本さんにお渡ししてから気づいたと、入っているのが、ファクス番号と名前が。こちら市のほうから岡本さんに返却してほしいとお願いしたけども、そこは返さなかったという、そこは僕ら詳し

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

くは聞いてませんが、そうやって逆に市のほうから岡本さんに連絡入れたということで、今言ってることがちょっと食い違ってるんですよね。それを答弁、ちょっとお願いできますか。

○関戸繁樹委員長 はい、岡本参考人。

○岡本善信参考人 岡本です。

それは時系列的に、私が言うたから向こうが気づかれて電話してきたわけですよね、部長自ら私の家に、自宅まで。その時系列を見れば大体分かるんじゃないですか。私はそう感じますけど。

○関戸繁樹委員長 はい、末下委員。

○末下広幸委員 私が見させていただいたときには、聞いたときには、担当部局のほうからは、担当部局、こちらが渡したときに、それを消さずに渡したのを気づいて電話入れたというふうに僕、聞いたもんですから、その件について僕は岡本さんにもう一度再度、聞いたわけなんですけどね。だから言っていることが市側と岡本さんとの食い違いという、僕は今感じたもんですからお尋ねしました。

○関戸繁樹委員長 はい、岡本参考人。

○岡本善信参考人 それはそれぞれの立場で物を言われますから、それはちょっと今私が録音でも取っとれば分かりますが、立証できますが、録音は取ってないんです。少なくとも私は正直に物を申しております。必ず翌日に、こんななってるけどこれ大丈夫ですかということを確認して、だんまりを決めて何も言わないからやむを得ず帰ってしまったわけですね。帰った後で電話してきたんです。その事実は変わらないです。それはそれぞれの主張の仕方はあるでしょうけども、私はうそは申しません。

以上です。

○関戸繁樹委員長 はい、末下委員。

○末下広幸委員 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○関戸繁樹委員長 他にございませんか。

坂本健治委員。

○坂本健治委員 すいません、数点、岡本さんにお聞きいたします。

先ほどの陳述の中で、グループの3名の方に渡したと、しかしながらそのグループが何十名いるけれどもそこにも渡ってる可能性があるという、数字は理解できてないというような御答弁があったかと思うんですが、そもそも今、岡本さんの信頼性、信頼性ではないとい

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

うのはあくまでも個人的根拠でありまして、私どもといたしましては、そのグループ何十名というのは、確実に何名に渡っているかということが確認できているのかできていないのか、お答えいただけますか。

○関戸繁樹委員長 はい、岡本参考人。

○岡本善信参考人 私自身では会員の名簿は持ってるわけでもないし、その人たちをコントロールしてるわけでもないですから分かりません。しかしながら、その3名については信頼できる友人ですから、その人たちが配ってないと言え、信頼するしかありません。

○関戸繁樹委員長 はい、坂本健治委員。

○坂本健治委員 根拠的に言うと、持ってはるいきさつは別といたしまして、返す気持ちはあるんだと今お答えいただいたと思うんですけども、時系列、時間がたてばたつほどやはりそういった情報というのは拡散する可能性が高くなると、ましてや何人に渡ったかということも分からないというところに対して、情報が漏えいしてないことの確約をされてることに対して、私はちょっと矛盾を感じているところでございます。3名の方に対しては情報が確認できると、岡本さんの信頼のある方なんで、ここは情報が漏えいすることはないというのを、100%私も信じませんがそれでもそれを信じるとしたとしても、そのグループの他の方に何名に渡っているかも分からない情報をコントロールすることは、私は不可能だというふうに考えているのがまず1点。

そして今、末下委員からもあったように、後で担当局には質問しますけれども、私の今聞いてた理解の中で言いますと、初め見つけたのが岡本参考人であって、そしてその岡本参考人が次の日に、役所にこれ間違ってるん違うかと、これ漏えいしているよと言ったときに、そのまま何も指摘されず帰ったと。だから他人に渡したと。そして今度確認したとき、これは小林紹介人からありましたけれども、その時点までに当事者である情報漏えいされた方に対しての確認が取れていないと、一報がされていないことによっては大変大きな問題であるということで、その証拠として資料を私は思っているというふうに聞こえたんですけど、それでよろしいでしょうか。

○関戸繁樹委員長 はい、岡本参考人。

○岡本善信参考人 拡散しようと思って、証拠は、まず持っておりません。基本的にこういう事案につきましては、物を回収しようが、悪意のある人はそのものを1枚返したがそれは拡散しないという証明はできないわけです。一番問題なのはそれぞれの人と人との関係ですから、人も信頼していかなあかんわけですね。だから本来は、3名という方を私は信頼してお

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

りますし、指摘された坂本委員の事系列な流れにおいても若干ずれているところがあると思うんですが、私が指摘して、それから向こうが電話してきて返せという話やったんですけども、それ以前にいろんな協議をしてるわけですね。議事録を見てもらったら分かると思う、添付しましたと思う、ここにはしてませんが、その議事録を見てもらったら、やっぱりこれは行政の接客態度の問題、対応の仕方が問題なんですね。行政に対して、市民がこんなことはおかしいんじゃないかと言うたときに、素直におかしいと思うなら是正すればいいわけですね、ああ返してくださいねと、そのときは持ってたわけですから、そんなら返したわけです。それを放置して持って帰らすところに問題があるんです。そう私は判断しますけどね。

だから行政の下、そういう常に上から目線で物事を見て、こんなこと渡したって何もしよれへんわって思ったんだろうとは思いますが、私はそれはよくないことやと思うんですけど、まずそういうものを防止しようと思ったときには、その時点ですぐに手を打たなあかんわけで、放置されたところに問題があると思うんです。私は、放置したことについて問題があるということと、それはやっぱりもう今後同じことを繰り返されては困るから、これを1回しっかりと皆さんで協議していただいて、是正すべきは是正してもらうように再教育をお願いしたわけです。

だから、こんなことは人間のことでですから、必ずミスというのは発生する可能性、発生してはいけないんですけれども発生する可能性があるから、教育と違って是正できないわけです。市民についてはできるだけ拡散させることをしないようにしなあかんということは注意して、それを拡散しないような人間関係であっていかなかったらいかんわけです。その対立構造のやり方でやると一番まずいわけです。そこをまず教育してほしいというのが私の考えなんです。

以前、もう私いろいろ調べましたけれども、宝塚市とかいろんなところで、宝塚市の火炎瓶事件とか……

(「委員長、もういいですよ、はい」と呼ぶ者あり)

○**関戸繁樹委員長** 参考人に申し上げます。

質問に対して端的にお答えください。

○**岡本善信参考人** いや、私はそんなことはないと思いますけど、ちゃんとやるべきはやっていきます。

○**関戸繁樹委員長** はい、坂本健治委員。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○坂本健治委員 それでは、紹介議員の小林委員に御質問いたします。

今、個人情報の書かれた資料というのは、もし返却となればすぐ返却できるような体制にあるのか、お答えいただけますか。

○関戸繁樹委員長 小林委員、挙手願います。

はい、小林委員。

○小林昌子委員 はい、あります。

○関戸繁樹委員長 坂本健治委員。

○坂本健治委員 もう1点だけ、岡本参考人に質問させていただきます。

今おっしゃっていただいた態度、態度悪ないというのはちょっと置いといてくださいね、この資料の話でちょっと集中して聞きたいことがございますので。

今おっしゃったように、3名の方は信頼できるからいけるけれども、それ以外の方に対してはもう信用するしかないということを今おっしゃられたんですけれども、基本的に信用するしないじゃなくて、やっぱり情報漏えいしてはいけないものを持っていると、まずここにも出てきてるわけですから、基本的にはいち早く自分の手元から返却すれば、もう岡本氏から情報が漏えいすることはもう物理上できないんですよ。そして、今持つてはる方が全て返却していただけたのなら、物理上はどういうやり方をしても、それ以上拡散する可能性はゼロになるんです。ところが、それを一時でも持つておる限りは、そのリスクというのはおのずと排除できないというのが私の認識の中であるんですが、この認識についてお答えいただけますか。

○関戸繁樹委員長 はい、岡本参考人。

○岡本善信参考人 岡本です。

認識は正しいと思います。決して持つてはいけないものを持つということについては、問題点ではあると思います。しかし、持たざるを得ないという環境でもあるということをお理解も願いたい。しかし現状におきましては、こういう委員会にさらされてしまった現状では、私はもう隠しようがないと思うので、いつでも返せる環境だとは思っております。

○関戸繁樹委員長 はい、坂本健治委員。

○坂本健治委員 いつでも返していただけるという話が出たので、もうこれ公の部分に出ましたんで、できる限り皆さんに御連絡を取れるということによろしいのかと、最後もう一つだけ、ちゃんと聞いてくださいね。今、3名の方とは多分連絡取れるということをおっしゃってたんですけど、その3名から他に流れた、グループに流れたところに対しても連絡

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

が取れるという認識でよろしいでしょうか。

○関戸繁樹委員長 はい、岡本参考人。

○岡本善信参考人 連絡が取れるということは私は断言はできませんが、その3名の方がほかに配布されたかどうかということの確認は取れます。

○関戸繁樹委員長 はい、坂本健治委員。

○坂本健治委員 分かりました。ということは、基本的に回収、全部が全て回収できる可能性がかなり低いということは現実的になってしまうということは確認できました。そういうことで結構です。

○関戸繁樹委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、参考人並びに紹介議員に対する質疑を終了いたします。

本日、参考人の方には御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

小林委員、何か発言されますか。何を言われようとしていますか。

○小林昌子委員 行政に1点お伺いしたいことが……

○関戸繁樹委員長 後ほど、委員席に戻られてからでよろしいですか。

○小林昌子委員 はい、分かりました。

○関戸繁樹委員長 では、仕切り直しまして、本日、参考人の方には御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

ここで参考人並びに紹介議員の退席のため、委員の皆様はしばらくお待ちください。

お待たせいたしました。

それでは、次に本請願について、理事者の所見を順次御説明願います。

はい、税務室長。

○小林税務室長兼資産税担当課長 税務室長、小林です。

請願書のうち、請願の趣旨で述べられております納税説明不足という点については、固定資産税に関して他人の所有する土地の評価内容について説明を求められたものであり、明らかに個人情報に当たり、守秘義務もあるため、説明できないことをお伝えしたものです。

また、納税通知書の郵送に関しては、発送日から到着までの期間がかかり過ぎているとの意見を主張されていますが、令和4年度の納税通知書は4月26日に郵便局に引き渡し、郵便局から4月28日に発送し、請願者には5月7日に到着したと聞いております。大量に発送する文書であり、郵便局の割引制度を活用しながら、法令の定められた納期限の10日前である

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

5月21日までに届くよう事務を行っており、不当な点はありません。

以上です。

○関戸繁樹委員長 はい、総務部長。

○前田正和総務部長 総務部長の前田です。

請願の理由の（1）で述べられております総務部長による脅迫的な暴言については、そういった事実はございません。

発端となったことは、総務管財室において、誤って第三者の個人情報である名字と電話番号が記載されたままの文書を提供してしまいまして、その返還を求める話合いの中のことでありまして、市が誤って渡したことに關しては市に責任があり、重大に受け止め、反省しているところがございます。個人情報の本人の方にも謝罪と経過説明を行いました。こちら先ほど質疑ありましたが、暴言があったとされるこの話合いの時点では、まだ本人の方には連絡はしていない状況でございました。

請願者にも御迷惑をおかけした点につきまして、口頭及び文書でおわびを申し上げまして、請願者は市が誤って渡した文書の返還差し替えに応じないといった御姿勢でございまして、保有しているだけでも個人情報の本人の権利を侵害している状態でありまして、早急に返還するよう求めたところがございます。その説明の中では、罪になるというような説明ではなくて、他人の権利を侵害していると説明していたもので、その話合いの場には小林議員も同席されておりまして、職員は私を含めて3名で対応しております。脅迫的な暴言という事実はございません。

また、その文書を当初、誤りが分かった段階なんですけれども、7月20日に文書を誤って渡してしまいまして、7月21日に再度請願者が来庁された、朝の11時ごろに来庁されました。その段階で、我々担当のほうから文書の差し替えをお願いしたところでもありますけれども、そこは断られたということがございます。その日に再度、担当のほうから御本人の御自宅に電話、それでもちょっとお返しだけないということでしたので私から電話したと、7月21日の経過はそういったところがございます。

以上です。

○関戸繁樹委員長 はい、人事課長。

○奥 信介人事課長 人事課長の奥です。

請願の理由（2）で述べられております人事課職員による請願者に対する強圧的な口調と態度という点については、請願者は、総務部職員が脅迫的な暴言を発したと主張しておられ

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ましたが、人事課の担当職員が総務部職員に聞き取りをしたところ、その事実が認められなかったため、相互の意見が平行線となり、話の折り合いがつかない状況となっておりました。その際、上司が間に入り、請願者の意に沿わないやりとりが続いたことから高圧的に感じたかと推察されますが、早期解決に向けて毅然とした対応を取ろうとしたものでございます。

また、全関係者へのヒアリングを行わず結論を出したという点につきましては、総務部職員へのヒアリングを実施し、お互いの言い分について理解できたため、小林議員にまでのヒアリングは必要ないと判断し、その時点で整理しようとしたものでございます。しかしながら、請願者から強い要望を受け、小林議員へのヒアリングを追加で実施いたしました。今回のケースについても適切に対応したとは考えておりますが、今後につきましても、苦情処理を行うに当たりましては、細心の注意をもって対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 監査事務局総括参事。

○田中靖晃監査事務局総括参事 監査事務局総括参事の田中です。

請願理由の（３）で述べられている正式な提出でない資料で、他人への配布や相談をしたことに対する異議につきましては、住民監査請求の受付前に、資料内容を上下水道部お客様サービス課へ確認したことにつきましては好ましくなかったと考えてございます。今後につきましては、関係部署への確認は細心の注意をもって受付前に対応するなど、事務改善を行ってまいりたいと考えてございます。

なお、請求人にはあらかじめ口頭により了承を得ておりますことから、個人情報の漏えいには該当しないと考えてございます。

以上です。

○関戸繁樹委員長 総務担当課長。

○門林邦尚総務管財室総務担当課長 総務担当課長の門林です。

請願の理由（４）で述べられている情報公開請求の参加人の件については、本件は請願者が請求している情報公開の審査請求手続において、他の方を参加人として参加することを市が認めないことに対する異議でございます。

本件は、行政不服審査法に基づく手続で、同法第13条第1項により利害関係を有するものと認められる者の参加を認めるもので、審査請求に直接利益または不利益の影響を受ける利害関係人を認めるものとされてございます。今般、参加人として申出があった方におかれましては、請願者への情報公開が認められた場合には、御自身もその文書を閲覧できるという

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

利益はございますが、これは間接的な利益であって、直接この方へ審査請求における判断の効果が及ぶものではございません。このため参加を認めない判断をしたもので、運用上疑義のないところと考えてございます。

以上です。

○関戸繁樹委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

はい、井阪委員。

○井阪雄大委員 今回の請願に至るきっかけの一つとして、総務管財室の事務ミスで個人情報を漏えいさせた事案が発生しましたが、発生した原因をお伺いします。

○関戸繁樹委員長 はい、総務担当課長。

○門林邦尚総務管財室総務担当課長 総務担当課長の門林です。

過去に情報公開請求がなされた文書につきましては、再度情報公開請求をすることなく閲覧できるようにしてございます。

今回、請願者から過去の文書の閲覧請求があり、文書を交付いたしました。その中に過去の情報公開請求者の個人情報が記載されておりまして、氏名のうち姓の部分、電話番号のマスクングが漏れていたものでございます。

原因としては、過去にマスクング処理が漏れて簿冊につづっていたこと、また、今回交付する際に再度文書の中身を確認しなかったことが考えられます。

以上です。

○関戸繁樹委員長 はい、井阪委員。

○井阪雄大委員 今回、個人情報の漏えい事案となりましたが、何か改善策は講じたのか、お伺いします。

○関戸繁樹委員長 総務担当課長。

○門林邦尚総務管財室総務担当課長 総務担当課長の門林です。

情報公開の文書には、請求者からの公開請求書、公開を決定する決定通知書及び部分公開等を行うことがあります実際に公開する文書の3つの種類に分けられます。今回マスクングが漏れた公開請求書につきましては、そもそも情報提供の対象外とし、この部分が必要な場合には別途請求をしていただいた上で、マスクング部分の決裁行為を経た上で交付する取扱いといたしました。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

以上です。

○関戸繁樹委員長 井阪委員。

○井阪雄大委員 改善されたことは分かりましたが、個人情報の漏えいについては市として反省すべきですので、同じようなことが起こらないようお願いいたします。

請願の趣旨に、情報公開請求や行政不服審査請求に対する不当妨害への改善とありますが、滞りなく適切に事務を行っているのか、お伺いします。

○関戸繁樹委員長 総務担当課長。

○門林邦尚総務管財室総務担当課長 総務担当課長の門林です。

情報公開請求につきましては、請願者の方とは窓口で十分に時間をかけて対応しており、不当に妨害は行っておりません。また、情報公開決定に対する審査請求につきましても、和泉市情報公開審査会へ諮問を行い審議しているところで、不当妨害に当たるものはございません。

以上です。

○関戸繁樹委員長 井阪委員。

○井阪雄大委員 請願者と時間をかけて対応しているとのことですが、今回の事案において、各部署で請願者との調整をどれぐらいの時間をかけて対応してきたのか、記録のある範囲で結構ですのでお答えください。

○関戸繁樹委員長 総務担当課長。

○門林邦尚総務管財室総務担当課長 総務担当課長の門林です。

請願者との窓口での対応ですが、記録のある範囲になるものでございますが、税務室に対する情報公開請求の関係で、5月、6月に合計9回、1回当たり1時間から長いときは3時間まで、税務室及び総務管財室職員が対応いたしました。また総務管財室では、その他の情報公開請求の関係で6回、1回当たり1時間程度対応しているほか、文書返還対応の関係で7月、8月に4回対応し、また、行政不服審査手続の関係で、10月から1月にかけて合計5回、1回当たり1時間程度、職員が対応いたしました。人事課では、総務部職員の発言に関して12月に4回、合計でおおむね2時間程度職員が対応しました。監査事務局では、事前相談や措置要求の受付により、12月で2回で30分程度、1月に2回で1時間程度、職員が対応いたしました。

なお、窓口の対応だけでなく、情報公開請求や行政不服審査手続の関係で、関係課においては請願者からの質問等に対して、複数回電話及びメール等でのやりとりを行っております。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

今回誤って文書を交付し、請願者のほうへ御迷惑をおかけしてございますが、窓口等では時間をかけて丁寧に対応してきたものでございます。

以上です。

○関戸繁樹委員長 井阪委員。

○井阪雄大委員 本日の請願者の意見陳述や質疑内容をお聞きし、また、理事者側の見解もお聞きして感じるところとしては、根本的などころで主張が対立しているように見受けられます。人事課での対応においても平行線のやり取りになっていたということもあり、市職員が請願者との対応に長時間かけて対応している状況も確認されました。市民サービスについては、当然丁寧に対応していただく必要はありますが、主張が対立して職員が過度に対応しなければならない状況になることは、他の業務への支障になります。長時間の対応になる場合は窓口の対応を一旦終えるなど、他の業務に支障が出ないように対応することも必要ではないかと思えますし、議論が平行線になるときは発言内容を録音して記録することも必要と思いますので、その点は適切に対応していただくようお願いします。

以上です。

○関戸繁樹委員長 他にございませんか。

小林委員、先ほど質問されるとおっしゃっていたんですけど、質問ございませんか。ありますか。あれば挙手願います。

はい、小林委員。

○小林昌子委員 請願に関係することを今言ってもいいんですか。違うでしょう。

○関戸繁樹委員長 お願いします。どうぞ。

○小林昌子委員 よろしいですか。

私はその場に居合わせたわけではありませんけれども、請願者から聞いた話ですので多分間違いないと思いますけれども、和泉市の職員で非常に重要なポストにおられる方とエレベーターの中で乗り合わせたそうでございます。請願者がよろしくというような声かけ、詳細は私、記憶しておりませんが、エレベーターの中で居合わせた方たちもいらっしゃるにもかかわらず、具体的な発言は控えますが、捨てぜりふに聞こえるような言葉を発してエレベーターを降りていかれたというのを聞きましたので、非常に残念な思いをしたということをお伝えをして、いろいろ公務員としての感情はあるにしても、2人っきりのエレベーターの中であっても、それはやはり公の立場というものがあると思いますので、今後は控えていただきたいなというふうに思いました。

以上です。

○関戸繁樹委員長 要望でよろしいですね。

○小林昌子委員 はい。

○関戸繁樹委員長 他にございませんか。

はい、坂本健治委員。

○坂本健治委員 先ほどの確認でもう一点ちょっと確認したいんですけど、岡本参考人のほうから、要は個人情報が入っているよと言うたのがまず、こちらが見つけて言ったという主張と、向こうさんが見つけたという主張が2つになってねんやけど、もう一度その辺のことを端的に答えてくれますか。

○関戸繁樹委員長 総務担当課長。

○門林邦尚総務管財室総務担当課長 総務担当課長の門林です。

今回漏えい事案がありまして返還を求めたのは、私どものほうからお返しく下さいと求めたものです。

以上です。

○関戸繁樹委員長 坂本健治委員。

○坂本健治委員 ほなもう一つ、それは個人情報を書かれたものを渡して、何日後にそれを言ったか、お答えいただけますか。

○関戸繁樹委員長 総務担当課長。

○門林邦尚総務管財室総務担当課長 総務担当課長の門林です。

7月20日に請願者の方に交付いたしまして、翌日、この内容について聞きたいということで来庁がありました。事前に書類を担当のほうを確認していたところ、マスキング漏れがあることが分かりましたので、お越しいただいた際に差し替えのほうをお願いさせていただきましたが、応じていただけなかったという状況です。

以上です。

○関戸繁樹委員長 坂本健治委員。

○坂本健治委員 ということは個人情報が入った書類を渡して1日間が空いたというような認識なんですけれども、そのとき以降に多分ですけどグループに配信したのか、その前に配信したのかは別として、もう参考人の答えでもあったように回収できない可能性がかなり高いんです。まず、その辺に対しての対応をもっとやっぱり素早くするべきだというふうに思いますし、今、井阪委員からもあったようにクレーム事案、要するに不服申立てのあるような

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

相談がある場合は、僕はお互い言った言わないにならないように、これは可視化することが僕、義務づけるべきやというふうに思うんです。ではないと、こっちは言ってない、向こうは言ってる、これ水かけ論で証拠がないわけですね。吟味しようがないんです。ふだんの相談業務に対してはそこまで可視化する必要は僕はないと思うんですけれども、やはりそういった問題意識のあるような相談がある場合は、必ず1名対応はしてないというふうに思ってるんですけど、それ2名対応になぜするかというのは行き違い、聞き違い、もろもろが起こってはならないということで多分2名対応、2名以上で対応してくれてるかとは思いますが、実際今でもこれは正直もう水かけ論になってるんです。そういった部分に対しての今後改善策というのを、きちんとマニュアルとしてやっぱり僕はつくるべきやというのがまず1点。

もう一つは、今、岡本参考人からありましたように、これ委員会でもんでいただいたということで、個人情報はずぐ返すというような意思はあるということを確認いたしましたので、これ終わり次第早急に、少しでもリスクが上がらないように、的確な措置を取っていただきますことをお願いして終わります。

以上です。

○関戸繁樹委員長 他にございませんか。

質問ですか。

はい、小林委員。

○小林昌子委員 今のやりとりをお聞きして、ちょっとよく分からないところがありますのでお聞きいたします。

情報公開をするときに個人情報を守らないといけないというのは、イロハのイだと思うんですね。仮に前に開示したものであっても、開示する書面を一読をして、そこに個人情報が記載されていないことを確認して、新たな情報開示者に書面を出すというのが私は行政としては当然の義務だと考えておりますが、今回、当然のことがしてなかったから今回のような状況になったのではないかと。個人情報が記載されたものをなぜ出してしまったかというのは、私は大きな疑問なんです。そんなにたくさんの書類であるのかどうか、書類の量にかかわらず、改めて個人情報だけに焦点を絞って、ないということを確認して行政としてはオープンにする、情報公開をするというのがイロハのイだと思いますけれども、2回目に同じような文書が情報公開請求があれば、もうノーチェックで和泉市は情報公開にするというような、そういう決まりになっているんですか。それとも初回と同じように、公開をする書面に

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

一切個人情報を含まないという点検をして渡すんですか、どちらですか。

○関戸繁樹委員長 総務担当課長。

○門林邦尚総務管財室総務担当課長 総務担当課長の門林です。

今回の漏えいにつきましては、お渡しするときに担当のほうで再度の確認が漏れていたのが原因でございます。これにつきましては、大変申し訳ないことであつたと思っております。

今後につきましては、まずはつづる簿冊につきましても、個人情報がないようにきちんと黒塗りされたのを確認して簿冊につづる、また実際に交付するに当たりましては、再度確認して交付するような形の事務手続、適正にやってまいりたいと考えております。

以上です。

○関戸繁樹委員長 はい、小林委員。

○小林昌子委員 担当の方から、今後についてはこういう事例が決して出ないように対応するという御答弁をいただきましたけれども、この事案が出る前に、本来的には今後するというのをできてなかったら、行政として私はおかしいと思います。なんで、こんな問題ができてから改めてそうするんかというんじゃなくて、行政のあるべき姿というのは、個人情報は漏えいしてはならないというのは当たり前のことでしょう。その当たり前のことができてなかったから、こんだけ時間と労力を費やさないといけない状況になった責任はね、別に情報公開だけではなくて、皆さんのこれからの仕事についても、決して無駄な、言ったらこれエネルギーだと私は思います。本来的にできていたら、これだけの時間もそれから労力もかけなくて済んだと思いますので、ぜひ基本に立ち返って、さらに住民の方から信頼できる行政を築いていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○関戸繁樹委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本請願について採決をさせていただいてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは続いて、討論を行います。討論の発言はありませんか。

井阪委員。

○井阪雄大委員 和泉市行政特定部署と市民との不適切な接客対応に関する請願について、不採択の立場で討論します。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

本請願は、情報公開請求などに関して不当な妨害があり、不適切な接客対応に関して徹底した再教育を求める内容となっております。

今回、請願の原因となった個人情報のマスキング漏れについては、市の事務ミスであり、請願者にも迷惑をかけたことと思われませんが、請願者と理事者の間の対応については脅迫、暴言の事実があったかどうか、お互いの主張では認定できないと思われま。

また、各課の窓口においても請願者へ時間をかけて対応もされていますし、情報公開や行政不服審査における手続に関して不当な妨害があったかどうかについても認定できない状況であることから、本請願は不採択とすべきと考えます。

なお、個人情報については適切な管理が求められますので、理事者側におかれましては、個人情報の重要性を十分に留意して事務執行していただきたいと意見を申し述べ、討論を終わります。

○関戸繁樹委員長 他にございませんか。

はい、小林委員。

○小林昌子委員 賛成の立場から討論いたします。

今回、請願に至られた経過というのは、先ほどから皆さんにもいろいろ御意見をいただき、また御質問をいただきまして、ほぼ全容が分かってまいりました。私自身も、何も一方的に請願者の肩を持つつもりはありませんけれども、この状況を招いたというのは、行政側に大きなミスがあったからだというふうに思います。したがって、今後二度とこういうような事例が出ないように、また私自身もそうですけれども、職員の皆様にはしっかりとルーチンワークにならないように市民と向き合って、そして本来の公務員としての職責が果たせるように取り組んでいただきたい、そのことを要望いたしまして賛成をいたします。

○関戸繁樹委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他にないものと認め、討論を終了いたします。

これより起立により採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

なお、ここで理事者の座席移動のため、しばらくお待ちください。



◎議案第16号 工事請負契約締結について（北信太駅自由通路整備工事（R4-6））

○関戸繁樹委員長 議事第2、議案第16号 工事請負契約締結について（北信太駅自由通路整備工事（R4-6））を議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、総務部長。

○前田正和総務部長 総務部長の前田です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第16号 工事請負契約締結について、その内容を御説明申し上げます。

議案書の37ページを御覧ください。

本案件は、工事請負契約を締結するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

その内容でございますが、契約の目的は北信太駅自由通路整備工事（R4-6）、契約の方法は一般競争入札、契約金額は4億509万3,700円、契約の相手方は花田工業株式会社、代表取締役、花田隆雄と契約しようとするものでございます。

続いて、38ページの参考資料を御覧ください。

工事概要でございますが、工事場所は和泉市太町及び葛の葉町二丁目地内、工事種別は土木一式工事、工事内容は自由通路架設工、工場製作工（桁製作）、エレベーター設置工でございます。工期は、御議決をいただきました日から令和7年3月31日まででございます。

なお、参考資料といたしまして、39ページ以降に位置図等の図面を添付しておりますので、御参照いただき、よろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第16号 工事請負契約締結についての説明とさせていただきます。

以上です。

○関戸繁樹委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第16号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号 工事請負契約締結について（市立南松尾はつが野学園増築工事）

○関戸繁樹委員長 議事第3、議案第17号 工事請負契約締結について（市立南松尾はつが野学園増築工事）を議題といたします。

議案の説明を願います。

総務部長。

○前田正和総務部長 総務部長の前田です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第17号 工事請負契約締結について、その内容を御説明申し上げます。

議案書の42ページを御覧ください。

本案件は、工事請負契約を締結するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

その内容でございますが、契約の目的は市立南松尾はつが野学園増築工事、契約の方法は一般競争入札、契約金額は3億1,170万5,900円、契約の相手方は富国建設株式会社、代表取締役社長、北浦嘉教と契約しようとするものでございます。

続いて、43ページの参考資料を御覧ください。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

工事概要でございますが、工事場所は和泉市はつが野六丁目地内、工事種別は建築一式工事、工事内容は鉄筋コンクリート造り3階建て、建築面積367平方メートル、延べ床面積1,056.72平方メートルでございます。工期は、御議決をいただきました日から令和6年2月29日まででございます。

なお、参考資料といたしまして、44ページ以降に位置図等の図面を添付しておりますので、御参照いただき、よろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第17号 工事請負契約締結についての説明とさせていただきます。

以上です。

○関戸繁樹委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第17号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。



◎議案第31号 令和4年度和泉市一般会計補正予算(第11号)〈総務企画所管分〉

○関戸繁樹委員長 議事第4、議案第31号 令和4年度和泉市一般会計補正予算(第11号)の本委員会所管部分を議題といたします。

なお、本件に対する議案の説明は、本会議の提案理由の際に既に終わっておりますので、

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

これを省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第31号の本委員会所管部分を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第31号の本委員会所管部分は原案のとおり可決されました。



◎閉会宣告

○**関戸繁樹委員長** 以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

以上で、総務企画委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午前11時12分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 関 戸 繁 樹